第二十二条第一項の表第三十一条第四項の項を削り、同表第三十三条第一項の項中「駐留軍再編促進金融業務を含む」の下に「、第四項において同じ」を加え、同項の次に次のように加える。

第三十三条第十項	又は社債の発行をして	若しくは社債の発行をし、又は駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する第一項の規定により資金の借入れをし、若しくは駐留軍再編特別措置法第二十一条第二項の規定により交付を受けて
	第二十六条の二	第二十六条の二及び駐留軍再編特別措置法第十八条の二
	同条各号に掲げる業務	第二十六条の二各号に掲げる業務及び駐留軍再編促進金融業務

第二十二条第一項の表第三十八条第一項の項中「第十八条の二第二号に掲げる業務に係る勘定」を「第十八条の二に規定する駐留軍再編促進金融勘定」に、同表第四十六条第六号の項中「第四十六条第六号」を「第四十六条第四号」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第六条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条　附則第二条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（特別業務の在り方の検討）

第八条　政府は、附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、会社による特別業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、会社による特別業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

財務大臣　麻生　太郎
防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　安倍　晋三

海上交通安全法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年五月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十二号

海上交通安全法等の一部を改正する法律

（海上交通安全法の一部改正）

第一条　海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七節　船舶の安全な航行を援助するための措置（第三十条・第三十一条）」を「第七節　指定海域における措置（第三十条―第三十五条）」に、「第三十条―第三十三条」を「第三十六条―第三十九条」に、「第三十四条―第三十九条」を「第四十条―第四十六条」に、「第四十条―第四十三条」を「第四十七条―第五十条」に改める。

第二条第二項第三号ロ中「行なつている」を「行つている」に改め、同条に次の一項を加える。

4　この法律において「指定海域」とは、地形及び船舶交通の状況からみて、非常災害が発生した場合に船舶交通が著しくふくそうすることが予想される海域のうち、二以上の港則法に基づく港に隣接するものであつて、レーダーその他の設備により当該海域における船舶交通を一体的に把握することができる状況にあるものとして政令で定めるものをいう。

第二十四条第三項中「第三十条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第三十七条の五」を「第四十三条」に改める。

第四十三条中「第四十条第四号」を「第四十七条第四号」に改め、同条を第五十条とする。

第四十二条第二号中「第二十二条」の下に「又は第三十二条」を加え、同条第三号中「第三十条第六項又は第三十一条第一項」を「第三十六条第六項又は第三十七条第一項」に改め、同条を第四十九条とし、第四十一条を第四十八条とする。

第四十条第二号中「又は第二十六条第一項」を「、第二十六条第一項又は第三十五条」に改め、同条第四号中「第三十条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条第五号中「第二十条第三項」を「第三十六条第三項」に改め、同条第六号中「第三十一条第二項、第三十二条又は第三十三条第三項」を「第三十七条第二項、第三十八条又は第三十九条第三項」に改め、同条第七号中「第三十三条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第四十七条とし、第四章中第三十九条を第四十六条とし、第三十八条を第四十五条とする。

第三十七条の二中「又は第二十条第三項又は第三十五条」に改め、同条を第四十四条とする。

第三十七条第一項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条を第四十三条とし、第三十六条を第四十二条とし、第三十五条を第四十一条とする。

第三十四条中「、航路」の下に「、指定海域」を加え、「第二十九条の二第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条を第四十条とする。

第三十三条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、第三章中同条を第三十九条とする。

第三十二条第一号中「第三十条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条第二号中「第三十条第三項」を「第三十六条第三項」に改め、同条第三号中「第三十六条第六項」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十一条第六項中「第三十七条の五」を「第四十三条」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十条第八項中「第三十七条の五」を「第四十三条」に改め、同条を第三十六条とする。

第二章第七節中第二十九条の三を第三十一条とし、同条の次に次の一節を加える。

第八節　指定海域における措置

（指定海域への入域に関する通報）

第三十二条　第四条本文に規定する船舶が指定海域に入域しようとするときは、船長は、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶の名称その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。

（非常災害発生周知措置等）

第三十三条　海上保安庁長官は、非常災害が発生し、これにより指定海域において船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該危険を防止する必要があると認めるときは、直ちに、非常災害が発生した旨及びこれにより当該指定海域において当該危険が生ずるおそれがある旨を当該指定海域及びその周辺海域にある船舶に対し周知させる措置（以下「非常災害発生周知措置」という。）をとらなければならない。

2　海上保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとつた後、当該指定海域において、当該非常災害の発生により船舶交通の危険が生ずるおそれがなくなつたと認めるとき、又は当該非常災害の発生により生じた船舶交通の危険がおおむねなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を当該指定海域及びその周辺海域にある船舶に対し周知させる措置（次条及び第三十五条において「非常災害解除周知措置」という。）をとらなければならない。